



地域生活支援拠点システム

運用解説

船橋市健康福祉局 福祉サービス部障害福祉課
令和7年4月発行

本冊子は、提言を基に円滑な運用を実現するために、必要となる項目について解説するものです。また、地域生活支援拠点は、地域のニーズや実情を踏まえて機能を拡充するものとなりますので、本冊子も併せて改訂してまいります。

目次

I. はじめに	… 1
II. 船橋型地域生活支援拠点システムと各機関の役割	… 2
III. 緊急対応について	
(1) 緊急性の考え方	… 4
(2) 緊急対応時の各事業所の役割	… 6
(3) 障害者虐待の対応	… 7
(4) 緊急受入から地域に戻るまで	… 8
VI. 拠点システムの各機能の説明	… 10
① 事前登録	
② 緊急対応(前期)	
③ 緊急対応(後期)出口支援	
④ GH 連絡協議会	
⑤ 支援困難事例検討	
⑥ 拠点運営委員会	
⑦ 自立支援協議会	
V. 拠点システムの評価方法 ～成長する地域生活支援拠点システム～	… 18
VI. 拠点システムの年間評価スケジュール	… 19

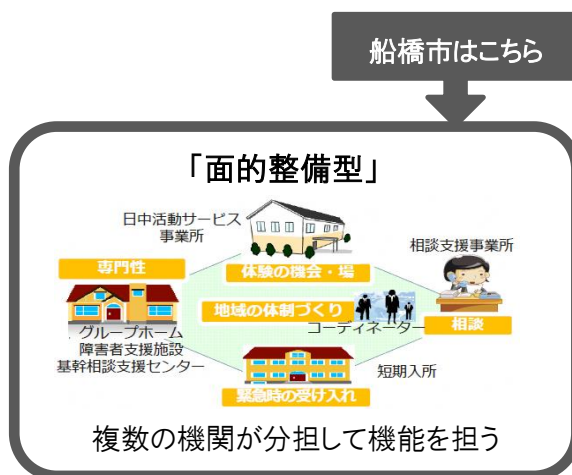
I. はじめに

船橋市では、平成30年6月に自立支援協議会より「船橋市における地域生活支援拠点システムの整備について」の提言を受け、令和元年10月から地域生活支援拠点システムを運用開始します。

○地域生活支援拠点とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支援する体制を構築するものです。相談や緊急時の受け入れ、体験の機会・場の提供などの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備します。

○整備方法



船橋市には、ふらっと船橋(基幹相談支援センター)や相談支援事業所、短期入所やグループホーム、日中活動系の障害福祉サービス事業所などの既存の社会資源があるため、既存の社会資源を活かしつつ、足りない機能を加える面的整備型を選択。

○必要な機能

必要な機能	内容
①相談	各相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行う機能
②緊急時の受け入れ対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場の提供(居住支援)	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行う機能

船橋型地域生活支援拠点システムのイメージ図（既存資源を活用した面的整備）



拠点システムにおける役割は次のとおりとし、各事業所・機関が連携して一体的に機能します

A 拠点コーディネーター

- ・ 24時間365日受付体制で緊急性のある相談を受ける。
- ・ 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する。
- ・ 緊急時に備え、拠点コーディネーターや各事業所間で情報共有をするための体制を整備する。
- ・ 緊急対応後の居住支援（出口支援）の調整を行う。
- ・ 基幹相談支援センターや総合相談と支援困難事例の連携を定期的に行う。

B 短期入所事業所

- ・ 介護者の急病等の緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

C GH 連絡協議会

- ・ 市内グループホーム事業者が定期的集まる場を企画し、情報収集や意見交換、人材育成のための研修を行う。
- ・ 市内グループホームの待機者及び空き状況の収集を行い、基幹相談支援センター、総合相談事業所、拠点コーディネーターに情報提供する。
- ・ 市内新設グループホームの立ち上げ支援や運営に関する助言を行う。

D グループホーム

- ・ GH 連絡協議会を運営する受託先事業所に待機者及び空き状況を情報提供する。
- ・ GH 連絡協議会に定期的に参加する。

E 基幹相談支援センター

- ・ 支援困難事例等について基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、障害福祉課の三者でケース会議を定期的開催する。また、総合相談と支援困難事例の連携を定期的に行う。
- ・ 地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。
- ・ 専門部会への報告を行う（拠点システムを担う事業所・機関全体で自己評価を行う）。
- ・ 必要に応じ、拠点コーディネーターと共に緊急対応後の居住支援（出口支援）の調整を行う。

F 相談支援事業所

- ・ 本人やご家族等から緊急性が高い相談を受けた場合、担当の相談支援専門員で対応する。相談支援専門員での対応が難しい場合、拠点コーディネーターが共に対応する。
- ・ 短期入所施設への緊急受入れ時等、拠点コーディネーターへ本人の最新情報を提供する。
- ・ 総合相談窓口は基幹相談支援センター、拠点コーディネーターと支援困難事例の連携を定期的に行う。
- ・ 必要に応じ、拠点コーディネーターと共に出口支援の調整を行う。

G その他の障害福祉サービス事業所

- ・ 本人や家族から緊急性が高い相談を受けた場合、可能な範囲で連絡を受けた事業所で対応する。事業所での対応が難しい場合、担当の相談支援専門員へ連絡する。相談支援専門員がいない場合には拠点コーディネーターに連絡する。
- ・ 短期入所施設への緊急受入れ時等、拠点コーディネーターへ本人の最新情報を提供する。
- ・ 必要に応じ、拠点コーディネーターと共に出口支援の調整を行う。

H 専門部会（地域移行・福祉サービス部会）

- ・ 定期的に地域生活支援拠点システムの評価を行い、自立支援協議会へ報告を行う。

Ⅲ. 緊急対応について

(1) 緊急性の考え方

コーディネーターは「24時間365日の緊急相談」の機能を担いますが、全ての相談をコーディネーターで受けるわけではなく、拠点・相談支援事業所・基幹相談支援センター・障害福祉サービス事業所などのすべての機関が相談窓口となります。緊急性が高い相談でも、連絡を受けた関係機関で対応可能であればそのまま対応することとなります。

緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合は、拠点コーディネーターが共に対応します。緊急性の定義は一律にできるものではなく、個々のケースによって異なりますが、一例として、緊急性の「高い」ケースについて例示します。

以下の事例はあくまで目安であり、緊急性が低いと思われる相談でも、相談の背景に緊急性が潜んでいたり、逆に緊急性が「高い」例に類似する相談でも、よく確認すると緊急を要しなかったりする可能性は十分にあります。いずれにしても、まずは相談者の主訴をよく聞き取った上で判断することが求められます。

◆緊急性が「高い」ケースの類型

A	生命に関わる
B	介護者が不在
C	公共機関等からの緊急的な対応要請

※大規模災害は想定していません。

◆具体例

No.	内容	類型	主な関係機関
1	本人が「死にたい」と訴え自殺する恐れがある	A	福祉、警察、医療機関
2	親が緊急入院し、本人が自宅に一人に残された	B	福祉
3	本人が暴れており、家族等でも制止できない	A	福祉、警察、医療機関
4	1人暮らしだが、室内で転んで動けない	A	福祉、医療機関
5	本人が多量の薬を飲んだ	A	医療機関
6	腹痛がひどくて動けず病院を受診したい	A	医療機関
7	警察から保護した人を引き取りに来てほしいと連絡が入る	C	福祉
8	入所施設等から即日退去勧告を受けて、受け入れ先が必要となった	B	福祉
9	執行猶予判決を受けるが、自宅には帰れない	C	福祉
10	虐待防止センターから即日支援の要請を受けた	C	福祉

◆過去の事例

ケースA 生命に関わる

障害種別	知的障害	世帯構成	父、母、本人
本人は信用する人の前ではおとなしいが、それ以外の人前では問題行動（自傷、他害等）がある。 ある日、本人が信用する父親が不在の自宅で大暴れし、母親に暴力を振るい警察沙汰になる。本人が落ち着くまで、緊急的にどこかで過ごせる場所が必要となった。			

ケースB 介護者の不在

障害種別	知的障害	世帯構成	父、母、本人
急遽身内の不幸があり、葬儀へ参加することになる。本人を自宅で一人にすることができなかったため、急遽一泊だけどこかで預かってもらう必要が出た。			

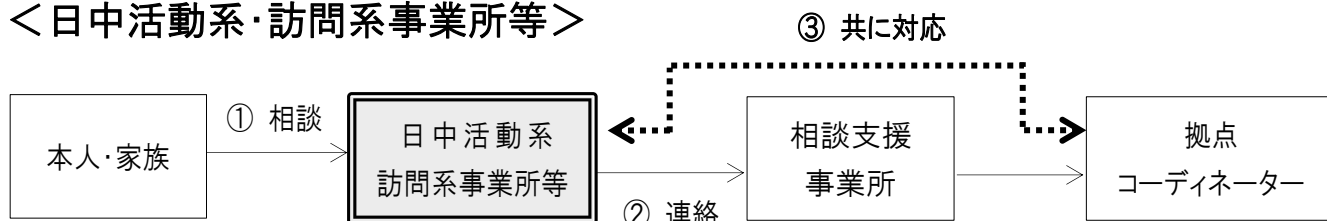
ケースC 公共機関等からの緊急的な対応要請

障害種別	精神障害	世帯構成	不明
本人は20年近くの引きこもり。母親の認知症が急速に進行し、母親の人格変化を受け入れられず。ストレスから母親を攻撃しようとしたところ、間に入った姉が怪我し、傷害事件になる。執行猶予付き釈放されるも、家族は受入れを拒否したため、本人が生活できる場所を急遽探す必要がでた。			

(2) 緊急対応時の各事業所の役割

緊急対応発生時の各事業所における役割は以下のとおりです。

<日中活動系・訪問系事業所等>



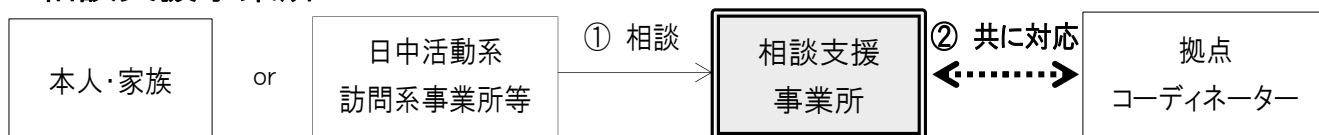
① 本人・家族から緊急性が高い相談を受けた場合、可能な範囲で連絡を受けた事業所に対応^{※1}します。

② 事業所での対応が難しい場合、担当の相談支援専門員へ連絡します。

③ 相談支援専門員がいない場合には拠点コーディネーターが共に対応します。

※1 対応いただいた場合、状況の変化等もあることから相談支援専門員へ連絡する等、連携を図ってください。

<相談支援事業所>



① 本人やご家族等から緊急性が高い相談を受けた場合、担当の相談支援専門員で対応します。

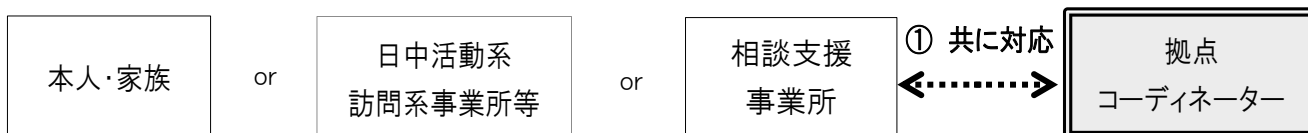
② 可能な限り相談支援専門員で対応し、対応が難しい^{※2} 場合、拠点コーディネーターが共に対応します。

※2 対応が難しい例（ケースにより異なる可能性があります）

- ・短期入所の受け入れ先が見つからない場合
- ・中長期的な居場所の確保（虐待、傷害事件、施設からの即日退去等）が必要な場合
- ・GH、短期入所等の空き情報等の提供および専門の支援機関への橋渡しが必要な場合

<拠点コーディネーター>

拠点コーディネーターは本人が地域に戻るまでの対応を行います。



① 本人に相談支援専門員がいない場合や連絡を受けた日中活動系事業所等や担当の相談支援専門員でも対応が難しい場合には拠点コーディネーターが共に対応します。

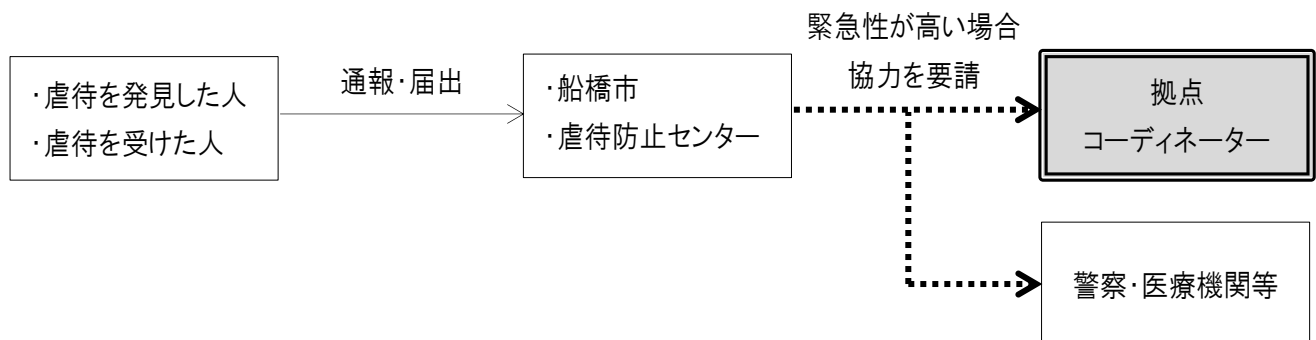
※ 拠点コーディネーターから新しい相談支援専門員や専門の支援機関につながった場合、そこが中心となり対応します。拠点コーディネーターは、必要に応じ、相談支援専門員等に対し情報提供や相談に応じます。

(3) 障害者虐待の対応

障害者への「虐待の防止」や「養護者に対する支援等」については「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」で定められています。障害者虐待の発生、虐待を受けた恐れ、または受ける恐れのある障害者を発見した場合の対応は以下のとおりです。

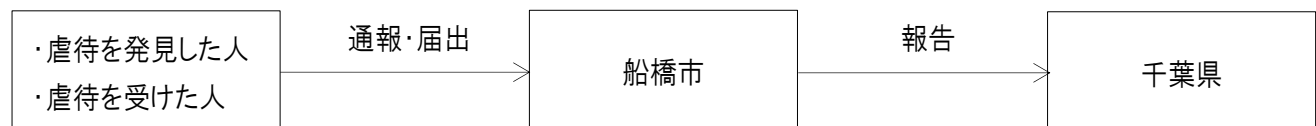
① 養護者による障害者虐待

「養護者」とは障害者の身の世の世話や金銭の管理などを行う家族・親族・同居人等です。



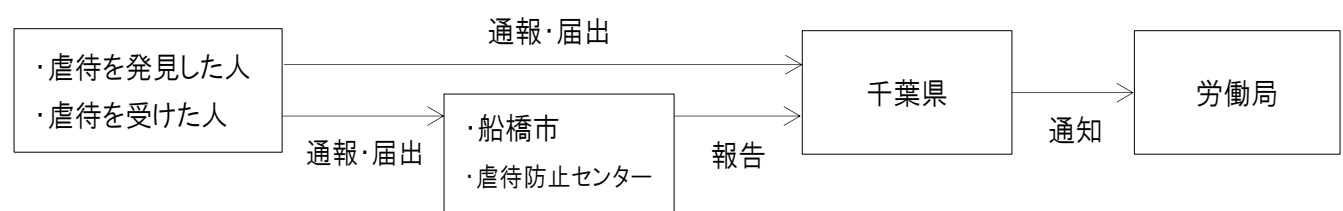
② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは障害者支援施設または障害福祉サービス事業所等で働く人です。



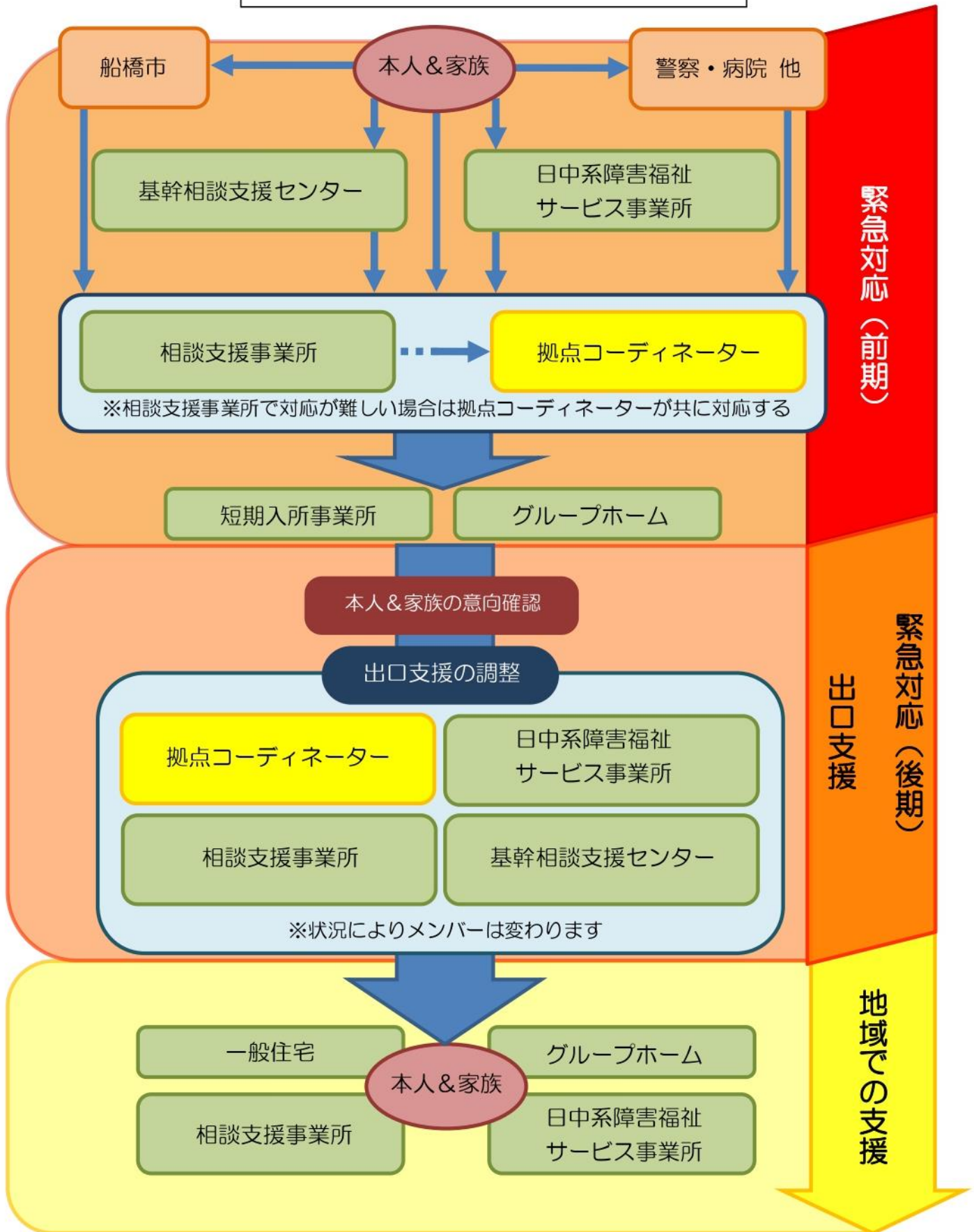
③ 使用者による虐待

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする人(工場長、労務管理者、人事担当者など)です。



参考：船橋市障害者虐待防止マニュアル

緊急受入れから地域に戻るまでのイメージ図



(4) 緊急受入から地域に戻るまで

緊急受入から地域に戻るまでのイメージを示します。あくまで一例であり、ケースにより異なる可能性があります。

緊急対応

拠点コーディネーターへ連絡が入るケースは様々なケースが想定されます。本人や家族から直接拠点コーディネーターに連絡が入るケースもあれば、関係機関では対応しきれず、関係機関から拠点に連絡が入ることも考えられます。

緊急入所が必要な場合、拠点コーディネーターはまず本人が普段利用している短期入所事業所へ受入れ可能かを確認します。受入れが難しい場合には、他の短期入所事業所や直営短期入所事業所で受入れを行います。

出口支援

緊急受入れ後、地域に戻るための出口支援を行います。拠点コーディネーターが本人や家族の意向を確認し、基幹相談支援センターなどと協議を図りながら今後の本人の支援の方向性を決定します。

地域での支援

短期入所を退所した後、自宅やグループホームなどの地域生活に戻ります。地域に戻った後は、担当の相談支援事業所や日中活動系サービス事業所など、本人と関わる各事業所や機関が見守りを行います。

緊急時に必要な情報の事前登録をお願いします

緊急受入時には、障害特性や服薬・アレルギーなどの本人の情報が必要となります。

緊急時にスムーズに受入れを行うためにも、相談支援事業所や各障害福祉サービス事業所から利用者に対して事前登録を行うよう啓発を行ってください。

※事前登録の具体的な内容については別途「Ⅳ. 拠点システムの各機能の説明」を参照

IV. 拠点システムの各機能の説明

各事業所・機関が地域生活支援拠点として行う業務や会議体について説明します。

P11

緊急時に支援が望めない世帯の把握

① 事前登録

P12

関係機関では対応しきれない
緊急性の高い相談の対応

② 緊急対応(前期)

P13

緊急受入れ後の支援の検討

③ 緊急対応(後期) 出口支援

P14

GHの空き状況の情報収集・提供
GHに関する研修の企画

④ GH連絡協議会

P15

緊急時に支援が望めない世帯の情報共有

⑤ 支援困難事例検討

P16

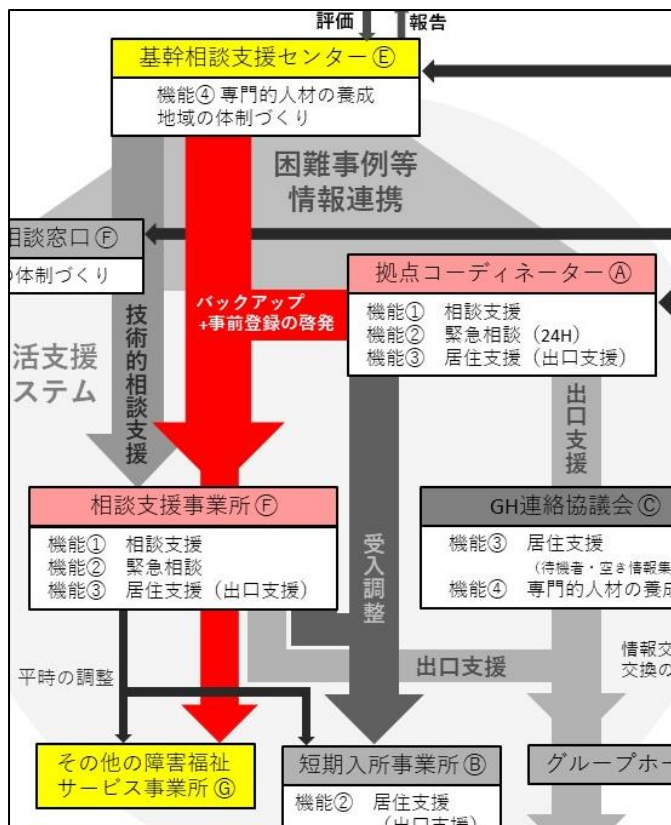
拠点システムを担う運営組織

⑥ 拠点運営委員会

P17

拠点システムの評価

⑦ 自立支援協議会



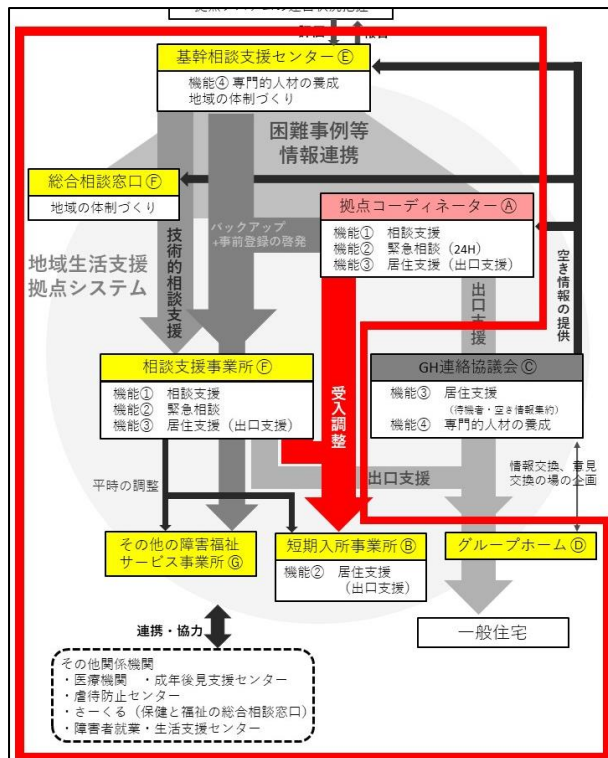
① 事前登録

相談機能の一つとして介護者の不在や当事者の状態変化等により緊急時の支援が見込めない世帯については、地域定着支援の活用や事前の拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急時の支援に必要な情報を収集する必要があります。

○役割

- ・事前登録は、拠点コーディネーターとの面談を通じて緊急受入れ時に必要な当事者の情報（生活環境、障害特性、服薬・アレルギー情報等）および親亡きあとを見据えた本人・ご家族等の将来への意向を拠点コーディネーターに提供し、緊急時の支援に役立てます。事前登録で得た個人情報保護法に基づき、取り扱うことになります。
- ・事前登録がされていない当事者も緊急受入れの対象となりますが、日中通所しているサービス提供事業所等がある場合には、緊急受入れ時に必要な当事者の情報を拠点コーディネーターへの提供をお願いする場合があります。
- ・事前登録の面談は、拠点コーディネーターが行いますが、支援が必要な世帯を広く把握するため、相談支援事業者や日中活動系サービス事業所等から利用者に対して事前登録の啓発をしていただきます。

事前登録は緊急時の受入れを保証するものではなく、あくまで本人への支援時に役立てるための制度ですので、趣旨をご理解の上、事前登録の啓発にご協力をお願いします。

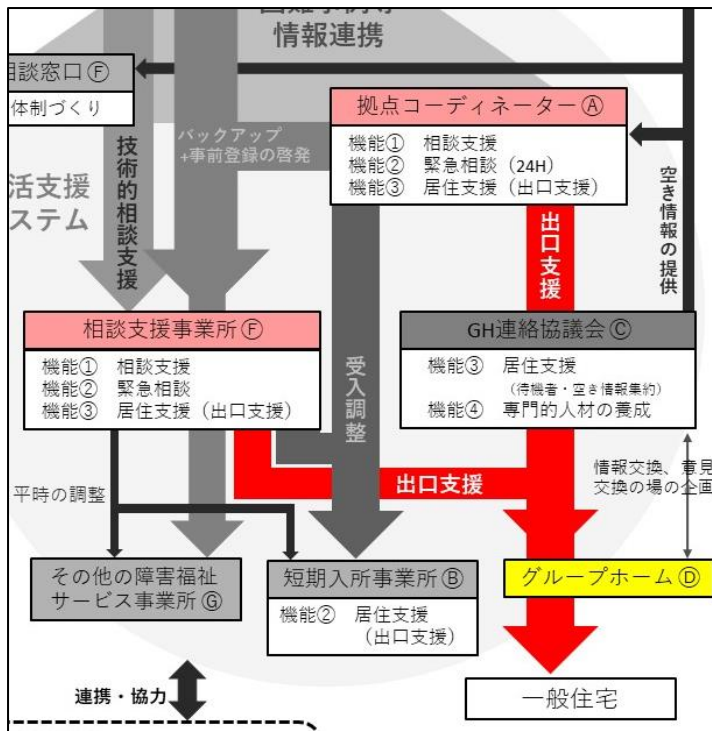


② 緊急対応（前期）

緊急性の高い相談で、連絡を受けた関係機関では対応しきれず、短期入所等の緊急対応が必要な場合、拠点コーディネーターが共に対応します。短期入所の緊急受入れにあたっては本人の支援に役立つ情報を事前登録、既存の連絡手段を活用して情報収集します。

○役割

- ・ 緊急受入れにあたっては本人の情報がなく支援に苦慮することがあるため、事前登録の内容に加え、既存の市内各障害福祉サービス事業所との連絡手段を活用して本人の情報収集を想定しています。
本人や家族からの聞き取りで普段利用している事業所が分かった場合に、拠点コーディネーターが既存の連絡先を使用してその事業所に連絡をとります。
- ・ 既存の連絡手段はあくまで拠点コーディネーターが緊急受入れ時に各事業所と連絡をとるために持つものであり、市内の全障害福祉サービス事業所で共有するものではありません。
- ・ 緊急受入れは障害福祉サービスを利用していない障害のある方も対象となるため、本人と関わりのあるその他の関係機関（成年後見支援センター、虐待防止センター、さーくる、地域活動支援センター等）にも緊急時に連絡をする可能性があります。本人および家族が安心して短期入所での生活を過ごせるようにするためにも、緊急時の情報提供にご協力をお願いします。



③緊急対応（後期）出口支援

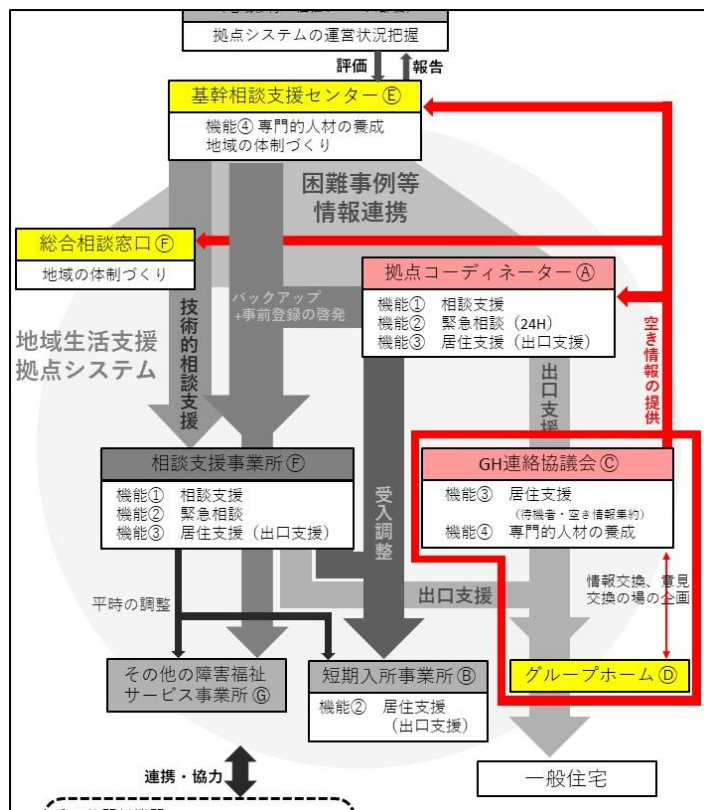
緊急受け入れをしている間に、日常の生活に戻る際の支援方法を検討します。必要に応じて拠点コーディネーターが関係機関を招集して本人の行先・居住先について本人の意向を踏まえつつ、今後の生活について関係機関と調整を行います。

○役割

- ・拠点コーディネーターは、基幹相談支援センターとの連携を元に当事者の普段の生活状況を把握し、当事者・家族の意向も踏まえて地域で支援を実際に行う障害福祉サービス事業所や各関係機関を含めて出口支援の調整を行います。

〈想定される関係機関〉

- ・基幹相談支援センター
- ・短期入所事業所
- ・相談支援事業所
- ・日中活動系サービス事業所
- ・訪問系サービス事業所
- ・グループホーム
- ・障害者支援施設
- ・その他の関係機関
- ・障害福祉課



④ GH連絡協議会

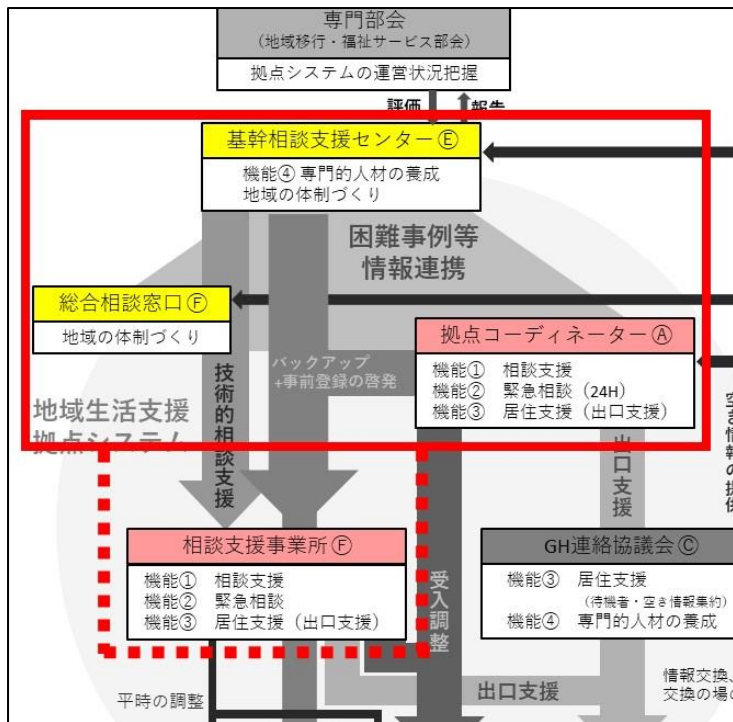
緊急受入後の生活の場の提供方法として、GHがあります。しかし、GHの空き状況は各施設、法人ごとで管理しているため、空き状況は都度直接確認しなければなりません。また、GH間の連携や、サービスの質の向上に向けた研修などの取り組みも必要となることから、待機者及び空き状況の情報収集・提供、市内GH事業者が定期的集まる場を企画するため、GH連絡協議会を組織します。

○役割

- ・市内のGH運営事業者は、毎月初日にホームごとの空き状況、受け入れ可能人数、受け入れ可能な人物像、男女比など、居住者の状況により異なるホームの受け入れ可能条件を付して、連絡協議会事務局へ報告します。
- ・連絡協議会事務局は、施設から受けた情報を障害種別一覧などに整理し、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、障害福祉課に提供します。
- ・連絡協議会事務局は、GH運営事業者間の連携を図るため、情報収集や提供の場を企画します。原則月1回企画するものとして、内容はサービス管理責任者意見交換会や世話人勉強会など、GH運営事業者のニーズに合わせて企画します。

○構成

- ・市内グループホーム運営事業者
指定を受けている市内の全グループホームが対象です。事務局が企画するものの参加は自由ですが、毎月の待機者・空き状況の報告は必須とします。
- ・連絡協議会事務局
船橋市がGH連絡協議会の運営を委託する者



⑤ 支援困難事例検討

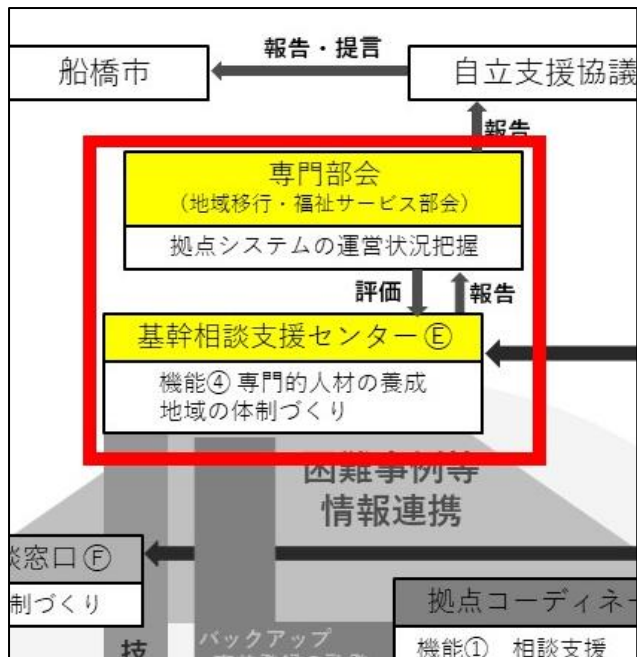
緊急時に迅速な対応ができるよう、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握する必要があります。事前把握の一環として、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、総合相談の三者での支援困難事例の連携を定期的に図り、平時から連携することにより緊急時に備えます。

○役割

- ・基幹相談支援センターは、拠点コーディネーター及び総合相談とのそれぞれの定例会を通じて、支援困難事例に関する情報共有や対応の検討を行います。
- ・困難事例はどちらの機関からの提出でも構いません。検討内容は個別の困難事例について、今後見込まれる対応について事前に情報共有を行い、連携を図るものとしします。

○構成

- ・総合相談ケース定例会：基幹相談支援センター・総合相談・障害福祉課
- ・拠点定例会：基幹相談支援センター・拠点コーディネーター・障害福祉課



⑥ 拠点運営委員会

船橋型地域生活支援拠点は、既存の地域資源を活用して行う面的整備型を採用しており、複数の事業者が連携することにより、初めて機能します。そのため拠点システムが機能しているか、連携強化の必要性などを定期的に確認する組織が必要となります。

○役割

- ・拠点が持つ4つの機能について、実施状況や、実施するなかでの問題点などを報告し、解決に向けた方策を検討します。(年3～4回程度)
- ・拠点システムに関する自己評価を行い、自立支援協議会の地域移行・福祉サービス部会へ報告します。(年1回)

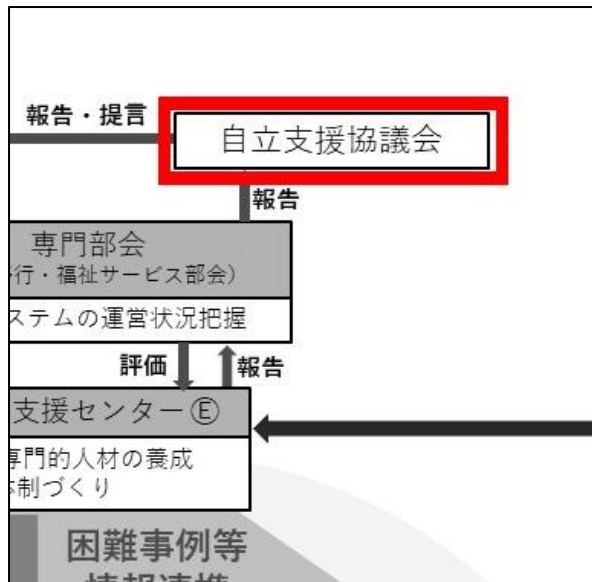
○構成委員

- ・地域の体制づくりの観点から、基幹相談支援センターがとりまとめの役割を担いますが、拠点システムは、すべての障害福祉サービス事業者の連携のもと運営されるものです。行政も外部組織との連携や、システムの拡充検討、事業者間の繋ぎの役割があることなどから、普段直接サービスの提供を行う事業者団体から推薦を受けた方と障害福祉課職員で構成します。

基幹相談支援センター	所長
拠点コーディネーター	受託事業者
相談支援事業所	団体推薦
短期入所事業所	団体推薦
日中活動系サービス事業所	団体推薦
共同生活援助事業所	団体推薦
障害福祉課	課長補佐

事務局：基幹相談支援センター

※構成員の内訳は変動する場合があります。



⑦ 自立支援協議会

拠点等の運営にあたっては、拠点システムが適切に機能しているか定期的に協議会の部会等の場を活用して、実施状況を把握しなければなりません。船橋市では専門部会（地域移行・福祉サービス部会）と自立支援協議会を活用して実施状況を把握します。

○役割

- ・自立支援協議会は、市が定めるシステムの評価項目に沿った評価結果を専門部会から年 1 回報告を受けます。拠点において機能の拡充等が必要となり、市での施策化が必要な場合には、自立支援協議会から市に対して提言（意見を提出）することができます。
- ・専門部会から自立支援協議会への拠点に関する報告時期は、第 1 回自立支援協議会を想定しています（例年 5 ～ 7 月頃）。

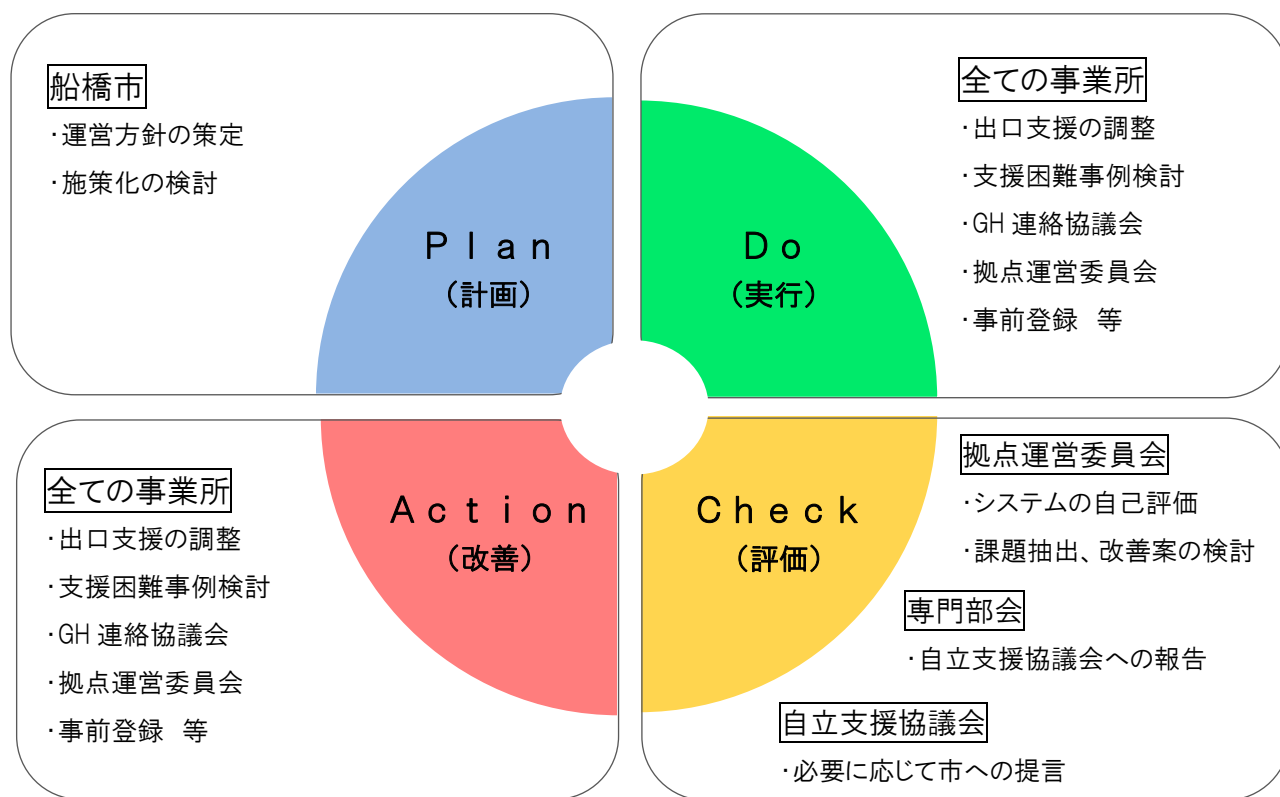
○構成

- ・自立支援協議会は市長が委嘱または任命する者で構成されます。

相談支援事業者	団体推薦
障害福祉サービス事業者	団体推薦
保健、医療関係者	団体推薦
教育、雇用関係者	団体推薦
権利擁護、地域福祉関係者	団体推薦
障害者関係団体の代表者	団体推薦
行政関係機関の職員	

V. 拠点システムの評価方法 ～成長する地域生活支援拠点システム～

拠点は障害者の地域での生活を支援することを目的としているため、個別事例の積み重ねから、支援者全員が地域の課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、協力及び連携して業務を実施する必要があります。船橋市は下記体制のもと、毎年成長していける仕組みを構築します。



※各会議、協議会等の具体的な内容については別途「IV. 拠点システムの各機能の説明」を参照

計画 拠点の運営にあたり運営全般、国が示す4つの機能について中長期的な運営方針を定める必要があります。市は自立支援協議会等を活用し、機能の実施状況を把握した上で、次年度の運営方針を策定します。また自立支援協議会から提言を受けた場合には、地域の実情に合わせて施策化を検討します。

実行 拠点の整備趣旨に鑑み、特に緊急時に支援が見込めない世帯の把握が重要となるため、拠点に関わるすべての事業所は拠点コーディネーターが実施する事前登録制度に協力します。また会議等への出席が必要となる場合にも、出来る限り出席し、地域の課題解決にご協力をお願いします。

評価 市が定める評価項目に基づき、拠点運営委員会で年1回自己評価を行います。評価にあたっては、課題を抽出し、解決のための改善策も検討します。市での施策化が必要な場合には、地域移行・福祉サービス部会に報告し、自立支援協議会から市へ提言します。

改善 効果的・効率的な運営を行っていくため、評価に基づいた改善案をできるものから検討し、常に現状より良い拠点システムになるよう努めます。

VI. 拠点システムの年間評価スケジュール

地域生活支援拠点事業は下記の評価スケジュールに沿って進めることとします。

時期	拠点システムを担う事業所	市
実行	1月	
	2月	
評価	3月	・ 拠点運営委員会を開催 ・ 市が定める評価項目に基づき自己評価 ※改善事項の抽出及び改善策の立案
	4月	・ 拠点運営委員会への出席
	5月	
	6月	
改善	7月	・ 専門部会を開催 ・ 自立支援協議会への報告事項を整理
	8月	・ 自立支援協議会を開催（例年5～7月開催） ※必要に応じて市に提言
	9月	
計画	10月	・ 翌年度の運営方針案を検討 ・ 拠点運営委員会への出席
	11月	・ 基幹相談支援センター及び 拠点コーディネーターに評価シートを送付
	12月	・ 拠点運営委員会への出席
		・ 翌年度の運営方針案の確定

<自由記述欄>

<自由記述欄>

令和7年 4 月発行

編集・発行 船橋市健康福祉局福祉サービス部 障害福祉課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

TEL:047-436-2309

FAX:047-433-5566

＜船橋市地域生活支援拠点コーディネーター等業務＞

受託法人 社会福祉法人 大久保学園

〒274-0054 船橋市金堀町 499-1

TEL:047-457-2462(代表) FAX:047-457-4069

とよとみみらい(あんしんねっと船橋)

TEL:047-404-7776

FAX:047-404-1481